

① 第3期富良野市地域福祉計画の策定について

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

（1）富良野市総合計画との関連

富良野市総合計画は、富良野市におけるまちづくりの最上位に位置付けされる計画であり、地域福祉計画は、その下位計画となります。

現在の第5次富良野市総合計画が令和2年度で終了となり、第6次計画の策定期と重なることから、総合計画との関連性を図りながら計画を作成します。

（2）分野別個別計画との関連

富良野市は、すでに高齢者・障害者・児童の個別計画を策定済みであり、それぞれの計画に沿った取り組みを進められています。

分野ごとの個別の施策は、既存計画を優先させる考えから、地域福祉計画では、計画の総合化という視点を持ちます。

具体的には、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョン、さらには個別計画を横断する地域福祉推進のための取り組みを示します。

| | 計 画 名 | 期 間 | 年数 |
|---|---|-------------------|-----------|
| 1 | 第5次富良野市総合計画 | H23年度～R2年度 | 10年 |
| 2 | 第2期富良野市地域福祉計画 | H28年度～R2年度 | 5年 |
| 3 | 第6期富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 | H30年度～R2年度 | 3年 |
| 4 | 富良野市障がい者計画 | H30年度～R4年度 | 5年 |
| 5 | 富良野市子ども・子育て支援事業計画 (富良野市次世代育成支援第3期地域行動計画) | H27年度～H31年度 | 5年 |
| 6 | 第2次富良野市健康増進計画 | H25年度～R4年度 | 10年 |
| 7 | 富良野市自殺対策計画 | H31年度～R5年度 | 5年 |

(3) 富良野市社会福祉協議会の地域福祉実践計画との関連

社会福祉協議会では、地域住民や福祉関連団体、ボランティア団体等の参加と協働による地域福祉実践計画を策定し、民間の立場から地域福祉の充実を積極的に進めています。

地域住民等の主体的参加と相互協力により、地域福祉の推進を図るという点で地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉実践計画は相互に重要な役割を果たすものであり、第5期地域福祉実践計画（H29～R3）との密接な連携、調整を図ります。

② 今後のスケジュール予定

| | |
|---------------------|---------------------|
| 平成31年2月中旬（広報3月号に記載） | 委員募集 |
| 令和元年6月中旬 | 関係機関・団体へ推薦依頼 |
| 令和元年6月下旬 | 委員決定 |
| 令和元年7月22日（月） | 第1回市民委員会 委嘱、スケジュール |
| 令和元年9月 | 第2回市民委員会 検証、ニーズ調査有無 |
| 令和2年2月 | 第3回市民委員会 ニーズ調査項目 |
| 令和2年5月 | 第4回市民委員会 ニーズ調査報告 |
| 令和2年8月 | 第5回市民委員会 素案審議 |
| 令和2年11月 | 第6回市民委員会 素案審議 |
| 令和3年1月 | 第7回市民委員会 素案審議 |
| 令和3年2月 | パブリックコメント |
| 令和3年2月 | 市長答申 |
| 令和3年3月 | 計画決定 |